

令和 8 年度以降の地域指導員に係る謝礼等について

沿革及び協議事項

部活動の地域移行については、これまで令和 4 年 12 月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、「令和 7 年度までに休日部活動の完全地域移行を目標」とされてきたが、令和 7 年 5 月 16 日にスポーツ庁と文化庁の有識者会議である「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において「令和 8 年～13 年までの間に完全地域展開への実現へ」などが最終取りまとめをされた。（地域展開とは、これまで目標としてきた「地域移行」に加え、地域の人材を活用しながら「地域連携」など、地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境を「地域部活動」として整備していくこと。）

これまで、本市としては当初に示されていた「令和 7 年度までに休日部活動の地域への完全移行を目指す」という方針に沿って、主に検討協議会委員を通じて、地域の団体等から理解・協力を得ながら実証事業が可能な種目から取り進めてきている。

令和 5 年度～令和 7 年度までの地域移行実証期間に行う実証事業に対しては、国費を財源とした北海道と締結しているスポーツクラブ活動体制整備委託事業を一部財源とし、実証事業に携わる地域の指導員に対し、謝礼等を支払いながら実証事業を実施してきたが、当該委託費では事業費全てを補えない（このことが補助の条件）ため一部市負担としてきた。

令和 8 年度より、休日部活動について「地域展開」を目指していくこととなるが、本市では令和 7 年度までに実証事業を行うことができた種目はもとより、これまで実証事業を行うことができなかった種目についても、令和 13 年度までに全ての種目で学校と地域の連携を深めながら地域展開化することを目指していくにあたり、地域指導員に係る負担を鑑みると謝礼等は重要であることから、当面の間、これまでの謝礼等を継続したく、検討協議会で協議するものである。

なお、新たに示された地域展開への改革期間は令和 13 年度までの 6 か年であるが、令和 8 年度以降に、これまで一部財源としてきた道補助事業の継続や、これに代わる補助金等の新設は現時点では不透明であるが、国や道より委託費の継続や新たな補助等が示された場合、適切に活用しながら事業を進めることとする。

令和 7 年度までの地域指導員に係る謝礼等状況

○地域指導員（有償ボランティア）謝礼 1 時間あたり 1, 600 円

※但し、休日 3 時間、平日 2 時間まで

○費用弁償 2 km 以上（片道） 1 km 当たり 30 円

※但し、大会引率については、部活動であるため、砂川中学校教員が行うものとする。

令和 8 年度からの地域指導員に係る謝礼等（事務局案）

地域指導者が休日に指導を行うにあたってこれまでの謝礼等は大きいことから、当面の間は継続していくことと致したい。但し、地域展開を目指していくにあたり活用できる補助金・委託費等を引き続き活用していくこととし、また、本件に関しては国が示す方向性を注視していき都度対応していくこととしたい。

○地域指導員（有償ボランティア）謝礼 1 時間あたり 1, 600 円

※但し、休日 3 時間、平日 2 時間まで

○費用弁償 2 km 以上（片道） 1 km 当たり 30 円

※但し、大会引率については、部活動であるため、砂川中学校教員が行うものとする。